

令和8年 第3回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和8年3月10日（火）

午後2時30分から午後3時33分

場所：宇城市役所3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	欠	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
早川 一伸	欠	中塘 万格人
欠	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

松川 奈保美

農地利用最適化推進委員

吉利 健

近藤 洋之

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後2時30分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第15号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の作成について

日程第6 議案第16号 農地利用集積等促進計画の作成について

日程第7 議案第17号 荒廃農地の農地・非農地の判断について

開 会 (午後 2 時 30 分) 副会長の号令による起立・礼

事務局長 定刻になりましたので、ただ今から令和 8 年第 3 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への農業委員の出席は、総数 13 名中 12 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、参加農業委員数が過半数を超えていますので総会が成立していることをお知らせします。

それでは、開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れの所、ご出席をしていただきましてありがとうございます。

3 月 5 日の農業セミナーにはですね、受給者として発表していただきました森田委員には大変お世話になりました。ありがとうございます。なかなかですね、自分がもらうようにならないとですね、農業者年金の必要性を感じないとおもいますが、まだ入ってられない方にはぜひ声をかけていただければと思います。

議 長 それでは、これより令和 8 年第 3 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、5 番 村嶋 政弘 委員、6 番 河野 公明 委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 13 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 3 ページになります。

議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 8 年 3 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子
提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	三角 1	中田委員より	
申請番号 2 番は、	三角 3	松下委員より	
申請番号 3 番は、	7 番	橋本委員より	
申請番号 4 番は、	松橋 3	田中委員より	
申請番号 5 番は、	9 番	坂本委員より	
申請番号 6 番及び 7 番は、	小川 1	森田委員より	
申請番号 8 番は、	小川 2	吉水委員に代わりまして、 小川 1	森田委員より
申請番号 9 番及び 10 番は、	1 2 番	北岡委員より	

それぞれ、説明を求めます。

中田推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は、経営規模拡大による売買となっています。渡人と受人の園地が隣にありまして、渡人が後継者もないことから受人の方に相談され、今回の売買に至ったとのことでした。受人の方は、柑橘栽培を 40 年以上されており機械の所有状況から何ら問題はないかと思われまます。どうぞご審議よろしくをお願いします。

松下推進委員 申請番号 3-2 について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。渡人の農地が受人の農地と隣り合わせで、受人の方は若手の後継者でございまして、地域のリーダー的存在で何ら問題は無いかと思います。よろしく願いいたします。

橋本委員 申請番号 3-3 を説明いたします。詳細は記載のとおりであります。申請事由は新規就農とありますが、渡人はもう高齢で作業はできないという事で受人は渡人の友達でありまして、もうできないから引き取ってくださいという事で言われたという事です。問題は何かないかと思いますので審議の方よろしくをお願いします。

田中推進委員 申請番号 3-4 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。申請事由は経営規模拡大による売買となっております。農機具置の小屋みたい

なのがありまして、それに隣接してる所の畑の部分を買ってくれないかという事で受人が買われたという事になっております。何ら問題は無いと思っておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

坂本委員

申請番号 3-5 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。今回の渡人と受人は親子関係の贈与ということになります。お父さんの時代から専業農家ということで何ら問題がないと思っておりますのでご審議をよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

森田推進委員

3-6 と 7 ですかね。渡人と受人が一緒ですので説明いたします。詳細はここに書いてある通りです。渡人と受人はいとこ同士、親が兄弟ですから渡人は農業を全くしたことがない人で親たちが 2、30 年前に受人の親たちにですね貸してる形でずっと受人が作っていた場所です。3-7 の所を見ていただきますと、一応右の備考にですね受人の持ち分のみ所有権移転と書いてありますが、もう一人の所有者はすでに数十年前に亡くなられて孫さんたちがですね一部家庭菜園をしてますけれども結局渡人ともう一人の所有者の畑そのものを 2、30 年くらい受人が作っているというようなことでもう一人の相続ができていないために一応渡人の持ち分のみ所有権移転という書き方にしてありますが、実際はもう一人の孫さんたちがですね受人に預けたというか、やっているのと同然で受人が管理している。ショウガを作るための変え地だとしてですね作りますので、そういう事でご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして 3-8 です。吉水委員が所用で来られませんでしたので変わって説明しますが、これは去年同じ渡人受人でここで審議してもらいましたが、その時に漏れていた場所というようなことで確認して一応経営規模拡大による売買というようなことで申請があがりました。よろしく申し上げます。

北岡委員

9 番について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による売買です。渡人は渋柿を栽培され、それから干し柿を作っておられます。今年も渋柿を作付けしておられましたが、高齢に伴い耕作面積を減らすために購入者を探しておられ、この度隣接地を所有される受人が購入することとなりました。受人は新規就農とありますが、建設業が本業で農業にも携われ以前から干し柿も作っておられ、圃場では引き続き干し柿づくりを行われます。またこの度、事業も農業部門として標記の会社を立ち上げられ今後精力的に事業を継続されていくと思われまます。農業機械、人数とかの状況からみて問題ないと思われまます。よろしくお願いいたします。

続きまして 10 番について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請理由は親子間での贈与となります。受人は専業農家の後継ぎとなる若手後継者の一人であります。両方の圃場には柿が植え付けてありまして引き続きこれまで同様栽培されると思われまます。問題ないと思われまます。よろしくお願いいた

します。

議 長 只今、申請番号 1 番から 10 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 13 号の申請番号 1 番から 10 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 13 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 10 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 14 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 7 ページになります。

議案第 14 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

令和 8 年 3 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	不知火 1	上田委員より
申請番号 2 番は、	不知火 2	吉利委員に代わりまして、
	不知火 1	上田委員より
申請番号 3 番は、	6 番	河野委員より
申請番号 4 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 5 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 6 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 7 番は、	松橋 2	近藤委員に代わりまして、

	7番	橋本委員より
申請番号8番は、	松橋5	上村委員より
申請番号9番は、	小川3	吉川委員より
申請番号10番は、	小川4	河島委員より
申請番号11番は、	小川5	野田委員より
申請番号12番は、	13番	本田委員より

それぞれ、説明を求めます。

上田推進委員 申請番号3-1についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅となっております。排水同意、隣接同意、区長同意すべてそろっておりましてなんら問題無いかと思われまます。

続きまして3-2についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由は駐車場及び資材置場となっております。ここも排水同意、隣接同意、区長同意揃っておりましてなんら問題無いかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

河野委員 3番についてご説明をいたします。詳細は記載のとおりです。申請事由がですね蓄電池設備となっております。区長の排水同意、隣接同意取れております。問題ないかと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

橋本委員 申請番号3-4について説明します。詳細は記載のとおりです。転用の理由は個人住宅となっております。排水同意、隣接同意もみな揃っております。何ら問題は無いかと思ひます。審議のほどよろしくお願ひします。

山田委員 申請番号3-5について説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由がですね個人住宅となっております。個人住宅となっておりますが、そのうちのですね30㎡、総会資料を見ていただくとわかるようにこの部分だけが地目が田ということで転用されるそうです。排水同意、隣接同意取れとりまして何ら問題は無いかと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

中塘推進委員 続きまして3-6につきましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用理由が宅地分譲となっております。宅地の3棟計画されておりました排水同意、隣接同意もとられており何ら問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

橋本委員 3-7について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は宅地分譲となっております。排水同意も隣接同意もありますので、何ら問題は無いかと思ひます。よろしくご審議お願ひします。

上村推進委員 3-8についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用目的ですが、駐車場となっております。駐車場が狭くなったということで道路沿いでございます。5年契約の借りるということになって5年更新で約20年間の契約になっているそうです。排水同意、隣接同意もされております。特に問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

吉川推進委員 それでは3-9について説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅となっております。渡人と受人は親子関係で地区の同意もとれており、何ら問題ないものと思えます。審議よろしくお願ひします。

河島推進委員 申請番号3-10についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用事由は車両置き場です。申請地は1昨年前までは貸出されて米を作付けされておりました。昨年は返還され荒れた状態になっていました。私も渡人と耕作者をあたっていましたが見当たらず、現在耕作放棄地となっております。今回の受取人は自動車の板金塗装、整備修理、販売等で車両置き場及び店舗として使用している土地が事業の拡大とともに手狭になってきたので新たな車両置き場を探していたところ当該地が見つかり所有者に相談したところ承諾していただけたということで今回の申請にいたっております。今月2日の現地検討会のおり、地元の区長と隣の区長がぜひ参加させてくれとの要望があり参加されました。両区長さん曰くこの計画書にはあわせて130台の車両を置く計画がなされておりその中には事故車等も含まれるということで油漏れ等の心配があるとの事でした。この地区には、この土地の下方100mに地元住民が使用している井戸水のポンプ小屋がありその隣接地域にはこの土地の排水が流れていくことを懸念されたものと思えます。その後、両者の話し合いがもたれ油漏れ等を防ぐ誓約書も取り交わされたようです。また、両地区の役員会もなされ、このように耕作放棄地が常態化してしまいますといつの間にか木等が大きく育ってしまったり景観を損なう恐れがあるという事、実際4日前にはこの土地に約軽トラ1台分の不法投棄がなされており、このままではよくないという事で両地区了承されています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

最後になりますが、今回のこの案件、売買の当事者間の問題で法律的にはどうか私にはわかりませんが、今後のトラブルを防ぐ意味合いからも事前に地元との意見、議論等がもう少し丁寧に行われていたらよかったのかと感じました。以上です。

野田推進委員 申請番号3-11について説明します。詳細は記載のとおりでございます。転用理由は駐車場となっております。早くより何も知らずに砂利を敷き詰め自動車を置いていたため始末書添付となっております。審議かたよろしくお願ひします。

本田委員 申請番号 3 - 12 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は個人住宅になります。譲受人は現在豊野のアパートに住んでおられますが、子どもさんも成長され手狭になったため申請地に住宅を建設するという事です。隣接同意、排水同意もあり問題ないかと思われます。審議の方よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を願ひます。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番、3 番、5 番から 7 番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番、8 番、10 番および 12 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 9 番は、特定土地改良事業の対象となった第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 11 番は、500m 以内に小川支所があるため、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 只今、申請番号 1 番から 12 番について説明がありましたか、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 森田推進委員お願いします。

森田推進委員 3 - 10 の関係ですが、先日の現地検討会でですね、小川としても先ほど河島委員が言われましたように車両置き場として 130 台を故障車とか部品取りの車だったりした場合の油漏れ等の心配。それよりちょっと問題になるのが 100m 離れた地形的には下の方になるところに地区の浄水場がある。ポンプが設置されてですねそこを家庭用水に生活用水に使っている。そういうあたりを会議の

場で心配があって現地で当該区と隣の区の区長が意見を言ったというようなところで、隣の地区はその下流に水田があって油等が流れないかという心配をされとったんですね。そのあと両地区と受人が会議をされたと今説明がありましたけれども、法律上は何も問題は無いと思うんですけれども、受人の方から話し合いに来たのは業者じゃなくて間に立つ土地家屋調査士か誰かだったと思うとですね。ほんとの当事者同士が話し合わずに間に人を介在して話して、しかもそういういくつかの心配があるというのは案件の場合、これは農業委員の皆さんがですね採決するもので、自分たちは意見を言うばかりで決定権はないわけですので、ぜひ農業委員さんたちも考えてほしいと思うとです。この用地はですねこの写真の右上に溜池がありましてその溜池の水がその下の田んぼ2筆に結構水が漏れてくる。地下水の浸透率も高い地域なんですね。ですから100m下に井川をですね設けていると。環境問題とかですね、そういうのも農業委員会として意見も無いままに認めたという事になると、ちょっとどうかなと思うもので自分の意見かたがた農業委員さんたちの見解を聞いてみたいなと思いました。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。事務局の方には何か連絡があったとかはどうでしょうか。

事務局 区長さんとも事務局とやり取りしていきまして、区長さんの方には申請者と代理人がお二人で話をされに行っておられます。そこで協議をされていると伺っています。

議 長 ありがとうございます。河島委員は何か他に聞かれたですか。後の事は。

河島推進委員 今までいろいろな案件を担当した中で、現地検討会が今月の2日にありまして、それからとにかく右へ左へという感じで今日の10日の総会になりまして、私もいろいろ考えたわけなんですけど、事務局の方とも相談して地元の区の役員会も開かれてなんかちょっと聞くところによりますと中に入ってる業者さんからもう売買は済んでいると、今更どうのこうのと工事が遅延するとこんな事言っているのかわかりませんがその辺の所を弁護士と相談すると、なんかちょっとこう変な感じにここ1週間の間にいろいろとあったものですから、今日の説明ぐらいになったわけでございます。今、森田委員から言われましたとおり私担当の案件でございますけれども本日このように農業委員さんたちおられる中で、今から先もこういう案件が出てくる可能性もございますし、意見が出ましたら皆さんが参考になされると思いますので、以上です。

議 長 ありがとうございます。あの書類とかはいろいろ何かな書いてあったのでは何かあった時の

河島推進委員 承諾書は出されておられます。私が見た限りでは4行ぐらいでいろいろな油漏れがないように定期的に検査をしますとか。一番下の方には、自然災害等でいろいろあった場合はそれにあてはまりません。という感じで書いてあって、一番重要なところが何かあったときには私は関係ありませんよと濁してある感じでした。

議 長 ありがとうございます。河野委員お願いします。

河野委員 過去に松橋にもですね似たような案件がありましてだいぶん私たち委員の中でも書類上は不備がないとこれは通っていくというような形ですよ。非常に気持ち的にもんもんとしたことを今思い出したわけですけど、これ転用前に売買がなされるというのはちょっと可能なのかなのか。

議 長 事務局どうなんですかね。

事務局 転用で書類に売買契約書を出してもらう事があるんですけども、あくまで売買契約の案という事を出していただいておりますので、農地転用の許可が出ないとその名義の変更等もできないと思いますので、こちらとしては本当に許可が下りた後確実に実施できるかという確認の上でですね売買契約書を提出していただくこともあるんですけど、あくまでそれは案で転用許可後に結ばれるものと認識しております。

河野委員 それだったら、売買が成立しとるという辻褃は合わんわけでしょ。

河島推進委員 私がですね、地元区長さんと話させていただいた中で相手の方が売買が済んだことだからというごたる感じで話された。私も事務局の方に確認しました所、ちょっとそれはどがわからんばってんが業者間で手付とかそがんとを取らしたとじゃなかつたらかなと話したところですから、地元区長さんお二人の中では、弁護士がどうのこうのという話になりますと、ちょっと一步後ろに下がったごたる感じで。今まで通りならさっき言いましたとおり不法投棄があつたりとかいろいろな問題があがってきますから、しょうがなかつたらかなという結論に至ったという事が現状でございます。

議 長 ありがとうございます。上村委員お願いします。

上村推進委員 こういう案件、松橋先ほど河野さんの方からお話があつたんですけど、私も経験しておりまして、早目にですねこの農業委員会が採決を持って許可をもって許可されるんであって、売買契約は成立してないわけですよ。だからここ

で皆さんの農業委員会の判断でどうにでもなると思うんですよ。許可すれば今後小川地区の皆さんはちょっと心配が出てきてどうしようかという問題になるし、ここで許可しなければ売買が成立しないんだからその所を考えて判断してもらえればいいんじゃないかなと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。どうでしょうか。一応これは小川地区の、また保留してみましようか。どんながいいですか。上がってきている以上ここで承認をしたらそのまま行くからですね。どんながいいですか。小川地区の方々としては。

議 長 坂本委員お願いします。

坂本委員 先般の現地検討会の時ですね、なんか急いで区の区長さんとの話し合いはされとったというようなことですね、その時は当該区だけだったと。その後隣接区の区長さんが、場所は当該区ですけど先ほどでた水田に絡んでくるというようなことで隣接区には説明もなかったという事で河島委員の方からありましたとおり協議をされたんだろうと思います。何か先ほど私も言いました通りこがんやって決まるとだろかなと。そこら辺のきちんと説明して関係者の方はある程度理解があって認められればですね、それで結構だろうと思いますけれども、これがですね、あとでですよ問題が発生した時どこの農業委員会だったか誰だったかとそういう事がでてくるよりやはりきちんと協議をするところはして先ほど森田委員も言われた通り発生するとこ発生してですねそこらへんは協議したが私もいいと思います。保留できるかどうかできるかわからんとですけど流すとかいう話もありましたけれども、話されて協議してですね今日意見が河島委員から出ましたけどその辺を聞いてここだけで返事はできないと私は個人的に思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。この3-10に対してはですね、一応もう一回地区の方に戻ってちょっと話し合いをしてもらってから審議をした方がいいと思いますのでよろしくをお願いします。

他に意見はありませんか。野田委員お願いします。

野田推進委員 3-10の案件もそうですけれども、渡し人の方がですね農家する人がおらんと、はよ言えば終活ですよ。だいきん売りたい。どがなか処分したいという気持ちもあるようですのでその辺を加味しながら審議していただきたいと私は思います。私の3-11もその案件ですね。渡しの方が県外でおられてですね高齢者という事でなかなかそういう案件が増えてきますのでそういう事も加味しながら審議していただきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。他にどなたかありませんか。

議 長 それではですね、意見もないようですので、3-10を除いた分ですね、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第14号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3-10を除いた1番から12番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは、3-10を保留するかどうかの審議をしますので、3-10の保留について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、日程第5、議案第15号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第15号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の12ページになります。
議案第15号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について、次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。
令和8年3月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子
提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。
次の案件は委員の案件となります。議案の12ページの申請番号1番につきましては村嶋委員の案件となりますので、後ほど審議します。

議 長 それでは、申請番号2番から15番、501番から520番について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、申請番号 2 番から 15 番、501 番から 520 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 15 号の申請番号 2 番から 15 番、501 番から 520 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 つづきまして、申請番号 1 番は村嶋委員の案件になりますので、会議規則第 12 条の規定により、ここで退席を求めます。
(村嶋委員退席)

議 長 それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。それでは、申請番号 1 番について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 15 号の申請番号 1 番は、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので、村嶋委員の入室を求めます。
(村嶋委員入室)

議 長 これで、議案第 15 号の「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」は全て、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 16 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 16 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 30 ページになります。
議案第 16 号農用地利用集積等促進計画の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細を説明します。議案の 31 ページです。今月は、農業公社が買い入れるのが 2 件、売り渡すのが 1 件です。合計面積は、3 件中、田が 9,697 ㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

意見も無いようですので、議案第 16 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 16 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 7、議案第 17 号「荒廃農地の農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 17 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局

議案の 34 ページになります。

議案第 17 号荒廃農地の農地・非農地の判断について、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの判断について、農業委員会の意見を求める。「農地法の運用について」第 4 の(3)に基づき、対象地が農地に該当するか否か、農業委員会の判断が必要である。

続けて詳細を説明します。議案の 34 ページから 37 ページです。農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について、説明致します。

非農地の取り扱いについては、農地利用状況調査等を元に「農地法の運用について」第 4 の(3)の規定により、非農地の判断をすることとされています。非農地の判断基準は、「同運用について」第 4 の(4)に、農地として利用するには人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、基盤整備事業の実施等が計画されていなく、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又はその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、こ

れ以外のものは農地に該当するものと定められています。

今回、三角、松橋、豊野の担当委員と調査しました三角町 59 筆の面積 34,392 m²の土地、松橋町 29 筆の面積 34,067 m²の土地、豊野町 32 筆の面積 36,453 m²については、現況が雑木等の立木や竹等が生育し「山林」の様相をしており、「農地法の運用について」第 4 の (4) の基準に基づき「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上が議案第 17 号の説明になります。続きまして非農地化についての説明をさせていただきます。

毎年、委員の皆様にご協力を頂いております利用状況調査等の結果を基に、再生利用が困難な農地と判断された農地を対象として、関係部局と協議を行いその結果、山林化している農地につきまして非農地化を進めております。次に今後についてですが、本日、非農地化が承認されましたら農地所有者の方へ、非農地通知書を送付する予定です。併せまして関係機関である市税務課・農政課・法務局・県へ非農地通知を送付し、事務局においては農地台帳の整理を行い、今後は非農地として取り扱うこととなり、農地法の規制の対象外となります。その後、法務局は非農地通知一覧を元に職権登記で山林等に地目変更される予定となっております。

以上で補足説明を終わります。

議 長 それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 17 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 17 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これもちまして、令和 8 年第 3 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会 (午後 3 時 33 分) 副会長の号令による、規律、礼。